

滋賀県中山間地域等直接支払基金条例を廃止する条例案要綱

1 廃止の理由

平成12年度より中山間地域等直接支払交付金に要する経費のうち国の交付金に相当する額を、中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知)(以下「要領」という。)第3および同要領の運用(平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知)(以下「運用」という。)第14に基づき、あらかじめ資金として積み立てて管理・運用を行ってきたが、平成22年度の要領および運用の改正により、これまでの資金積立方式が廃止され、単年度毎の所要額交付方式に変更されたことから滋賀県中山間地域等直接支払基金条例を廃止しようとするものです。

2 廃止の概要

- (1) 滋賀県中山間地域等直接支払基金条例は、廃止することとします。
- (2) この条例は、平成22年10月30日から施行することとします。

議第 号

滋賀県中山間地域等直接支払基金条例を廃止する条例案

上記の議案を提出する。

平成 22 年 月 日

滋賀県知事 嘉田由紀子

滋賀県中山間地域等直接支払基金条例を廃止する条例

滋賀県中山間地域等直接支払基金条例（平成 12 年 10 月 11 日滋賀県条例第 1 1 4 号）は、廃止する。

付 則

この条例は、平成 22 年 10 月 30 日から施行する。

滋賀県中山間地域等直接支払基金条例

平成12年10月11日滋賀県条例第114号
改正
平成16年10月25日条例第38号

(設置)

第1条 中山間地域等において、適切な農業生産活動を通じて、水源のかん養、洪水の防止等の農業が有する多面的な機能を確保するために市町が農業者等に対して行う交付金の直接支払の円滑な推進を図るため、滋賀県中山間地域等直接支払基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、その積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるほか、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 知事は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるために、予算の定めるところにより、基金を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成16年条例第38号抄)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成16年規則第66号で平成17年1月1日から施行)